

岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）

都市計画公園中 5・5・倉 1 酒津公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
総合公園	5・5・倉 1	酒津公園	倉敷市酒津	約 10.8ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

人口減少・少子高齢化の進行など、社会情勢の変化を踏まえた長期未整備の都市計画公園の見直しに伴い、酒津公園において、長期未整備箇所である駐車場及び緑地の区域と、既に整備している一級河川高梁川左岸堤防部の植栽や園路等の区域を、都市計画公園区域から除外することについては、総合公園としての規模が確保されること、本市における都市公園の全体配置及び都市公園法に基づく都市公園区域の面積の変更はないこと、都市公園区域内に駐車場及び緑地の機能が代替されていること、一級河川高梁川左岸堤防部の区域は、河川区域及び都市公園区域であり、大堤防の雄大な眺望と配水池をめぐる桜とその美観が保全されることから、都市計画公園の区域を変更するものである。

また、種別については、昭和 54 年の都市計画法施行規則の改正に基づき、一般公園から総合公園に変更するものである。

岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）

新旧対照表

上段：旧計画
下段：新計画

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
一般公園	5・5・倉1	酒津公園	倉敷市酒津	約15.9ha	
<u>総合公園</u>	5・5・倉1	酒津公園	倉敷市酒津	<u>約10.8ha</u>	

「区域は計画図表示のとおり」

※変更箇所はアンダーライン部分

岡山県南広域都市計画公園の変更理由書（倉敷市決定）

【5・5・倉1 酒津公園】

酒津公園は、昭和26年に都市計画を決定、昭和37年に都市計画公園区域を変更し、昭和45年に種別を普通公園から一般公園へ変更している。

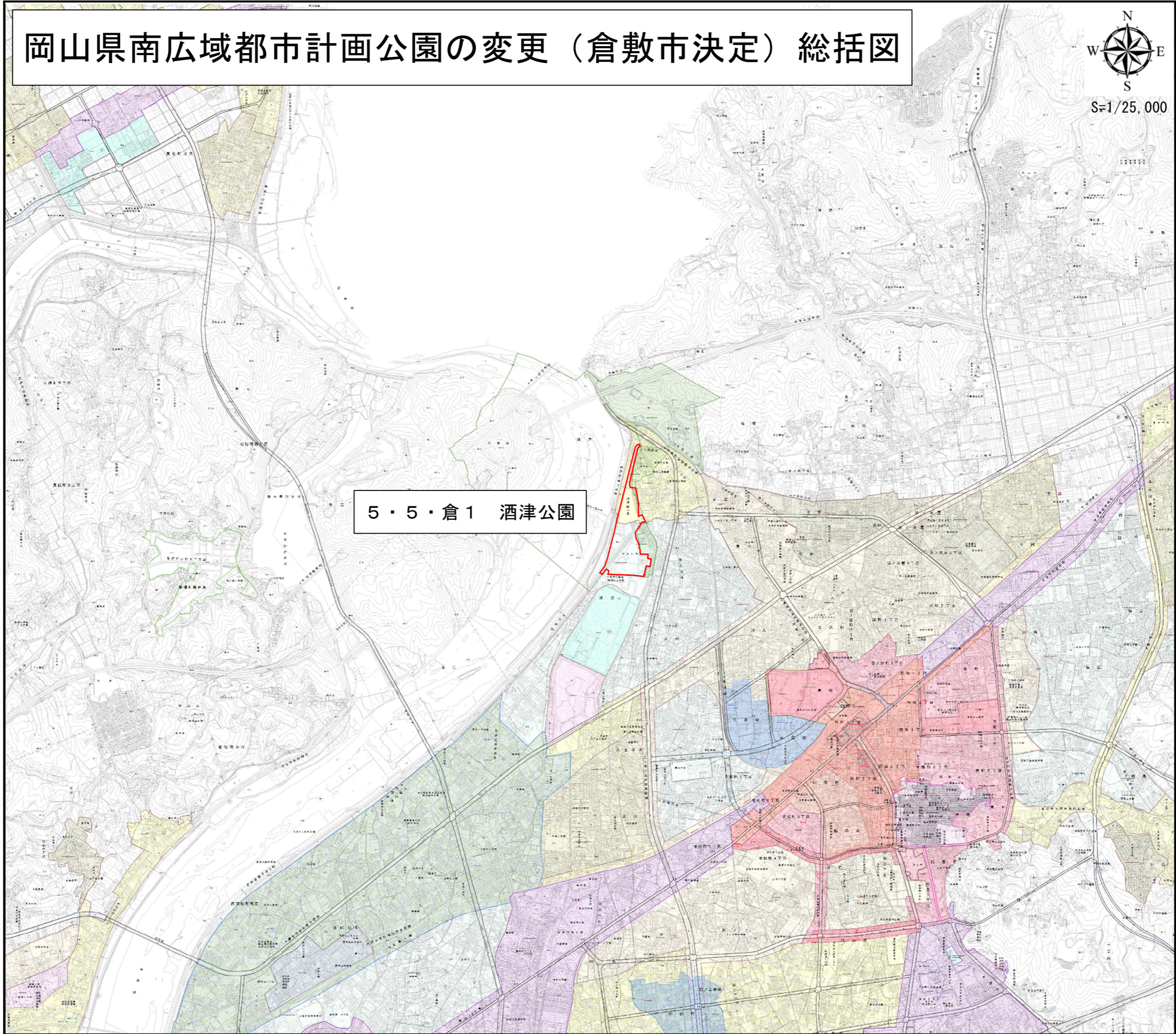
人口減少・少子高齢化の進行など、社会情勢の変化を踏まえた長期未整備の都市計画公園の見直しに伴い、酒津公園において、長期未整備箇所である駐車場及び緑地の区域と、既に整備している一級河川高梁川左岸堤防部の植栽や園路等の区域を、都市計画公園区域から除外することについては、総合公園としての規模が確保されること、本市における都市公園の全体配置及び都市公園法に基づく都市公園区域の面積の変更はないこと、都市公園区域内に駐車場及び緑地の機能が代替されていること、一級河川高梁川左岸堤防部の区域は、河川区域及び都市公園区域であり、大堤防の雄大な眺望と配水池をめぐる桜とその美観が保全されることから、都市計画公園の区域を変更するものである。

また、種別については、昭和54年の都市計画法施行規則の改正に基づき、一般公園から総合公園に変更するものである。

岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）総括図



5・5・倉1 酒津公園

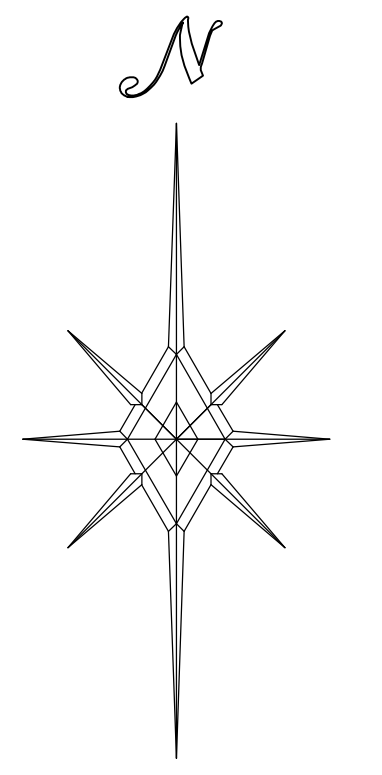
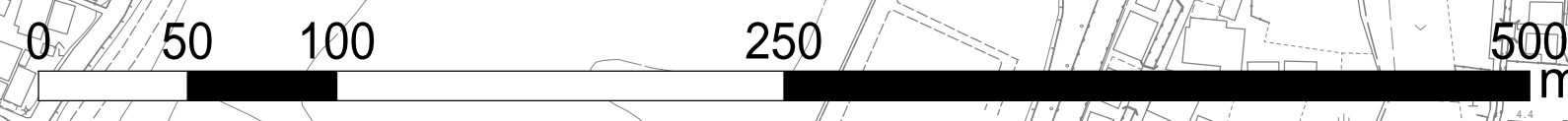


岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）計画図

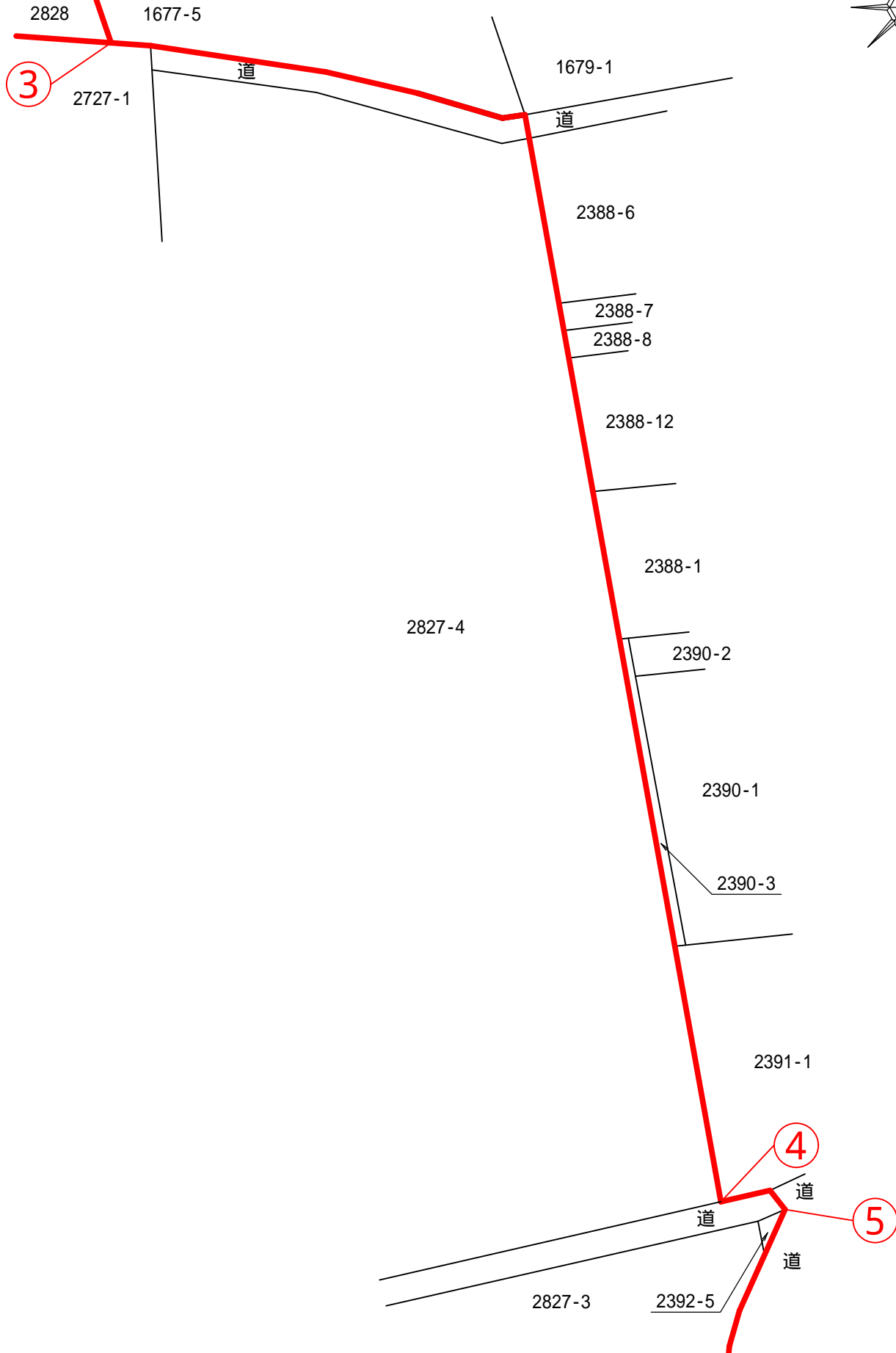
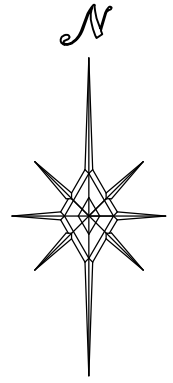
5・5・倉1 酒津公園

凡 例		備 考
① ②	市道境界	
② ③	水路（ハヶ郷用水）境	
③ ④	地番境（別図のとおり）	
④ ⑤	全上	
⑤ ⑥	市道境界	
⑥ ⑦	地番境（別図のとおり）	
⑦ ⑧	見通線境（2827-2番地南東端と2827-7番地北東端見通線）	
⑧ ⑨	市道境界	
⑨ ⑩	地番境（別図のとおり）	
⑩ ⑪	全上	
⑪ ⑫	見通線境（1556番地南側地番境見通線）	
⑫ ⑬	水路（西部用水）境	
⑬ ⑭	桜橋境	
⑭ ①	高梁川河川区域境	

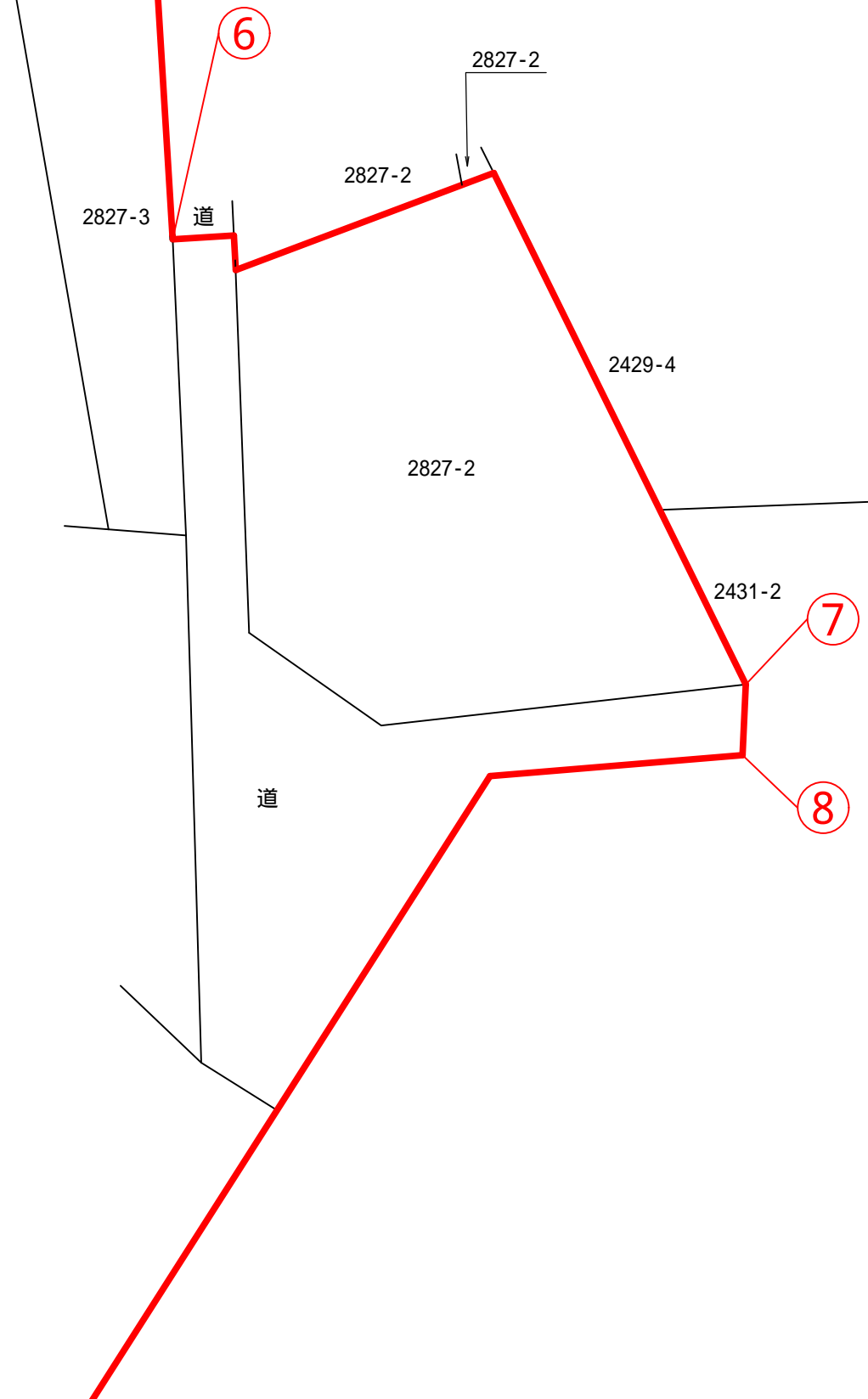
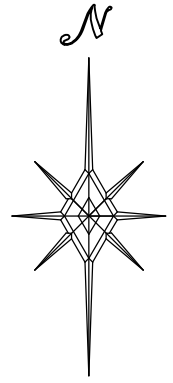
S = 1 : 2,500



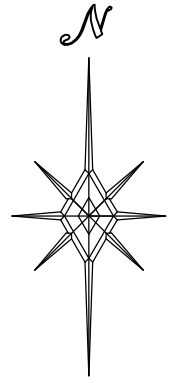
別図 (一) (A 4)



別図 (一) (A 4)



別図 (一)
(A 4)



9

2824-5

2824-2

2824-3

2824-4

2824-9

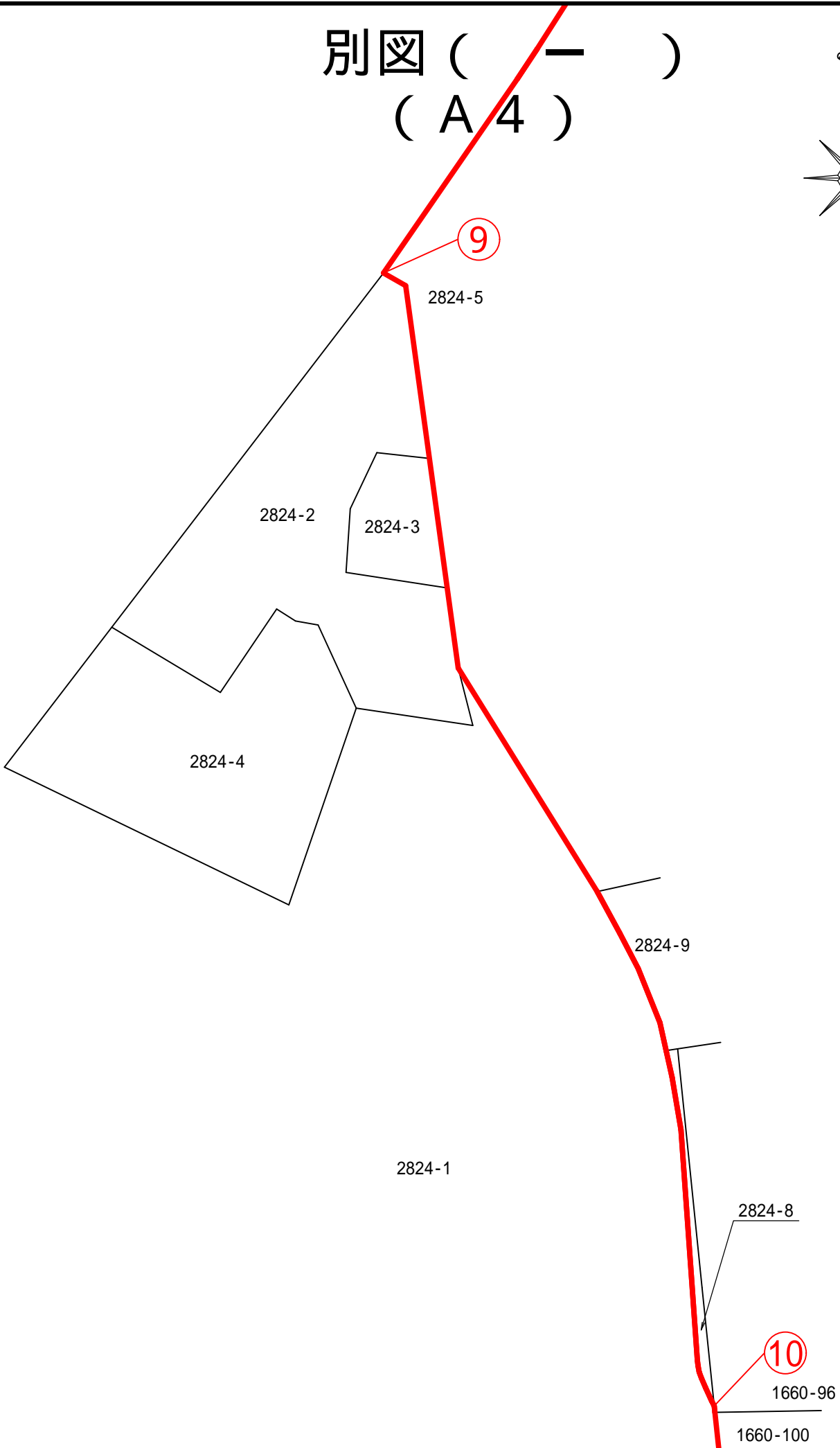
2824-1

2824-8

10

1660-96

1660-100



別図 (一)
(A 3)

